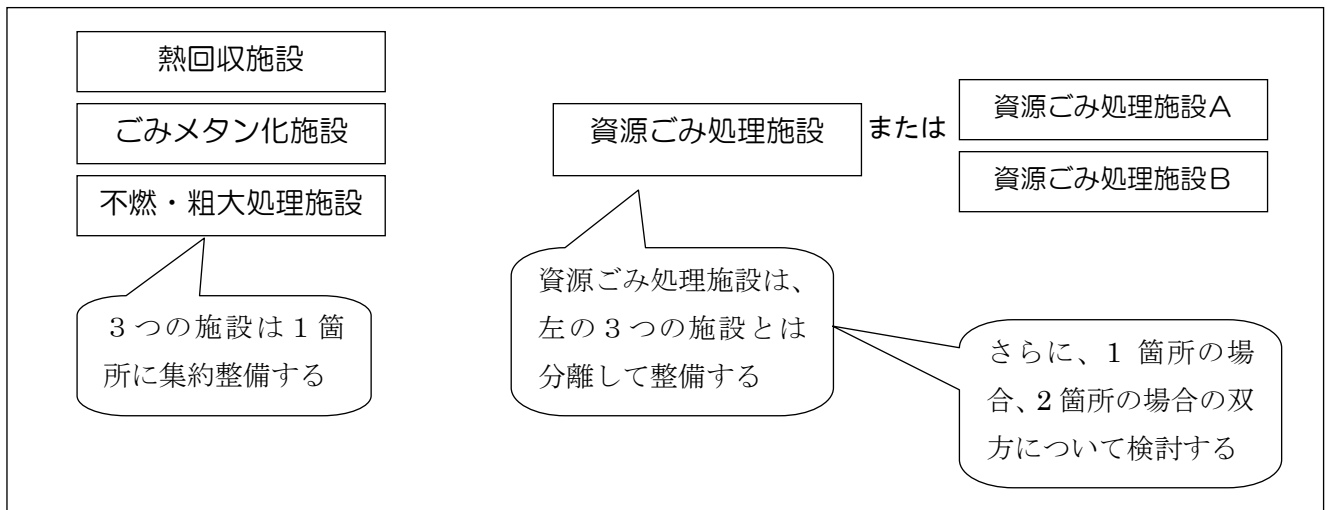


建設候補地選定専門部会の検討状況報告

(1)意見募集等の結果に基づく対応方針

①施設の集約と分散

- ・第2回整備基本計画専門部会において、以下の方針が示されました。
 - －「熱回収施設」、「ゴミメタン化施設」、「不燃・粗大処理施設」は1箇所に集約整備する。
 - －「資源ごみ処理施設」は、特定地域へのごみ処理施設の一極集中は避けるべきとの考えから、他の3つの施設とは分離して建設するものとする。
 - －さらに「資源ごみ処理施設」は、1箇所に整備した場合と2箇所に整備した場合の双方について検討を行う。



■対応方針(案)

- ・「熱回収施設」、「ゴミメタン化施設」、「不燃・粗大処理施設」を集約整備した場合、大きな敷地面積を必要とすると考えられます(整備基本計画専門部会にて引き続き検討している)。当部会では、引き続きこれを条件として、一次選定、二次選定を進めていくものとします。
- ・一方、「資源ごみ処理施設」については、さほど大きな敷地面積を必要としないと考えられます。このため、一次選定、二次選定の考え方を考慮し、「収集運搬の効率性」等を判断して検討を進めるものとします。なお、最終的には上記3施設の集約整備箇所がおおむね確定した段階で確定するものとします。

②緑地等自然環境の保全

- ・平成23年11～12月に実施した意見募集において、緑地等自然環境の保全を求める意見が多く寄せられました。
 - －特別緑地保全地区に関すること
 - －市民の森、緑地保全の森に関すること
 - －東京都自然保護条例にもとづく「里山保全地域」に関すること
 - －三輪緑地、寺家ふるさと村に関すること
- ・またいくつかの緑地等が、町田市に近接する横浜市や川崎市と一体化しているため、町田市単独の問題として取り扱うべきでなく、近隣市との関係について懸念する意見も多かったです。

■対応方針(案)

- ・都市緑地法に基づく「特別緑地保全地区」等、緑地や自然環境の保全に関する制度について、東京都条例や町田市条例等を含めて根拠法令を確認し、土地利用に関する制約が法的に裏付けられるものは一次選定の条件として追加します。
- ・また確認の結果、土地利用に関する制約が法的に裏づけられなかった場合でも、これまでの市民の取り組みや環境保全を望む市民の声を出来るだけ尊重し、三次選定における条件（配慮事項）として反映することを検討します。例えば、東京における自然の保護と回復に関する条例の「里山保全地域」への指定申請を行っている地域などです。
※例えば「三輪緑地」は、現在東京都条例の里山保全地域への申請をしているところですから、その周辺を含めて保全に配慮することが望まれます。（なお、三輪緑地自体は都市計画緑地となっているため、一次選定の段階で建設候補地から除外されています。）

③周辺自治体との相対関係の考慮

- ・平成23年11～12月に実施した意見募集において、町田市のいくつかの地域では、隣接する市のごみ処理施設が近接しているため、その相対的な位置関係を考慮すべきとの意見が寄せられました。
- ・また、ふじみ衛生組合からのヒアリング結果では、検討・評価項目の一つに「他市町村との位置関係」にも配慮していたことがわかりました。
- ・さらに前述の通り、緑地等が複数の市にまたがって一体化していることに対する配慮も必要との意見が寄せられています。

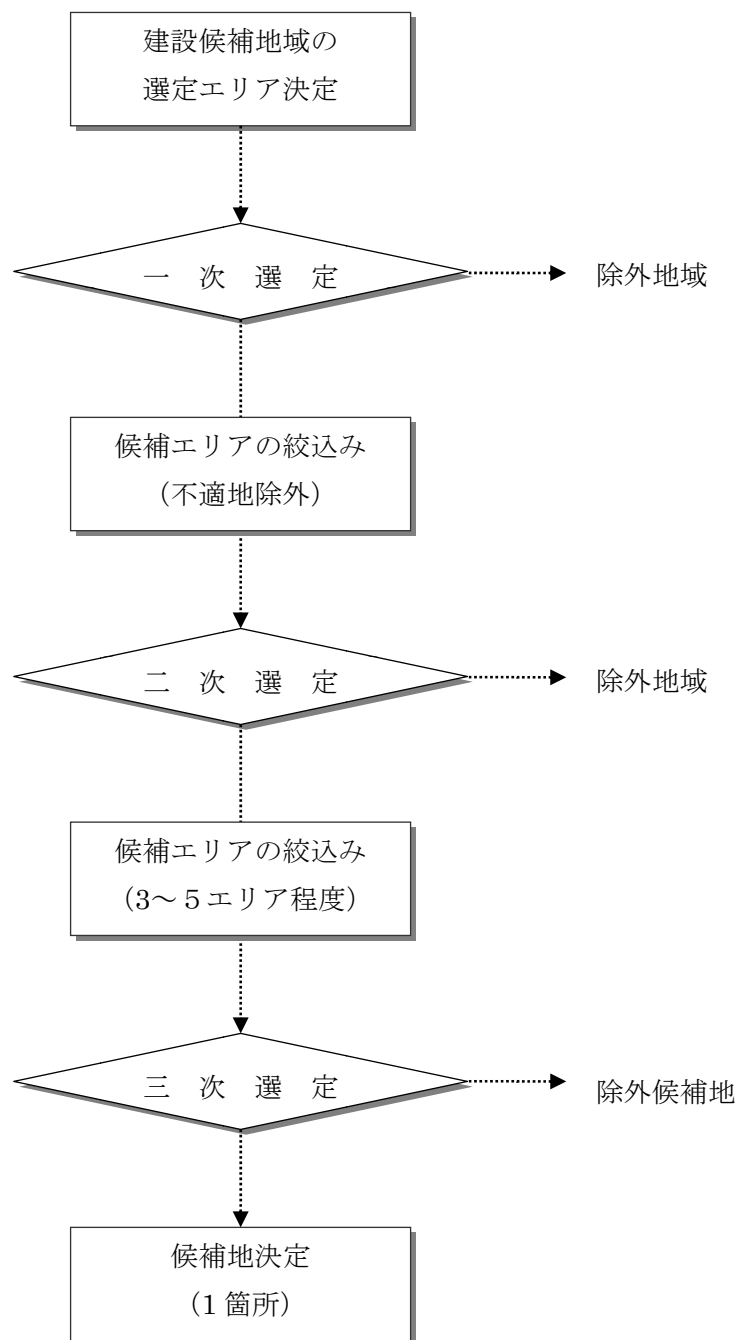
■対応方針(案)

- ・以下の事項について、二次選定に反映します。
 - －隣接する市の市境からの距離（離隔）

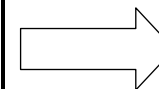
変更前

変更後

(2) 建設候補地選定の手順(修正等)



	検討項目	検討項目の詳細
一次選定	(1) 法的制約条件への適合	以下のエリアを除外する。 ①防災に関する地域(浸水予想区域、土石流危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所)(洪水ハザードマップ) ②自然保護に関する地域(国定・国定公園区域、県立自然公園区域、自然環境保全地域) ③鳥獣保護に関する地域(鳥獣保護区域内の特別保護地区) ④文化財保護に関する地域(埋蔵文化財、国指定文化財、県指定文化財) ⑤農業地域(農用地区域) ⑥森林地域(保安林) ⑦世界遺産:緩衝地帯
	(2) 災害・環境に対する安全性	以下のエリアを除外する。 ①活断層からの距離:50m以内(都市圏活断層図) ②湿地:湿地範囲 ③水道水源の取水地点:半径1km以内
	(3) 既往の土地利用との整合	①既往の土地利用との整合を考慮し、住居系地域、商業系地域は原則的に除外する。(町田都市計画図) ②市街化調整区域において、都市計画公園、都市計画緑地は除外する。
二次選定	(4) 物理的制約条件への適合	施設を建設するために最低限必要となる面積を確保できる箇所を選定する。用地確保が困難な場合や収集・運搬効率を考慮した場合、数箇所に分散して整備する可能性がある。
	(5) 収集・運搬の効率	2車線道路からの距離を考慮し、以下のエリアを除外する。 ①2車線道路からの距離:500m※以上 ※数値は、今後の検討で適切なものを定める
	(6) 地形・地質条件	地形勾配が大きく、建設に不適と考えられるエリアを除外する。 ①平均勾配:20%以上
	(7) 用地取得の可能性	現在の市有地の活用について検討する。
	(8) 評価項目の重みづけ	機能面、環境面、土地利用面、経済面、維持管理面、余熱等利用面などのうち、候補地選定の視点として重視すべきものの重み付けを行う。
三次選定	(9) 比較評価	上記の視点から候補エリアの評価を行い、比較して最も合理的と考えられる箇所を選定する。



	検討項目	検討項目の詳細
一次選定	(1) 法的制約条件への適合	以下のエリアを除外する。 ①防災に関する地域(浸水予想区域、土石流危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所)(洪水ハザードマップ) ②自然保護に関する地域(国定・国定公園区域、県立自然公園区域、自然環境保全地域) ③鳥獣保護に関する地域(鳥獣保護区域内の特別保護地区) ④文化財保護に関する地域(埋蔵文化財、国指定文化財、県指定文化財) ⑤農業地域(農用地区域) ⑥森林地域(保安林) ⑦世界遺産:緩衝地帯
	(2) 災害・環境に対する安全性	以下のエリアを除外する。 ①活断層からの距離:50m以内(都市圏活断層図) ②湿地:湿地範囲 ③水道水源の取水地点:半径1km以内
	(3) 既往の土地利用との整合	①既往の土地利用との整合を考慮し、住居系地域、商業系地域は原則的に除外する。(町田都市計画図) ②市街化調整区域において、都市計画公園、都市計画緑地は除外する。 ③都市緑地法の「特別緑地保全地区」、東京における自然の保護と回復に関する条例の「歴史環境保全地域」、「緑地保全地域」を除外する。
二次選定	(4) 物理的制約条件への適合	施設を建設するために最低限必要となる面積を確保できる箇所を選定する。用地確保が困難な場合や収集・運搬効率を考慮した場合、数箇所に分散して整備する可能性がある。
	(5) 収集・運搬の効率	2車線道路からの距離を考慮し、以下のエリアを除外する。 ①2車線道路からの距離:500m以上
	(6) 地形・地質条件	地形勾配が大きく、建設に不適と考えられるエリアを除外する。 ①平均勾配:20%以上
	(7) 用地取得の可能性	現在の市有地の活用について検討する。
	(8) 市境からの距離	隣接市に配慮し、以下のエリアを除外する。 ①市境からの距離100m以下
三次選定	(9) 評価項目の重みづけ	機能面、環境面、土地利用面、経済面、維持管理面、余熱等利用面などのうち、候補地選定の視点として重視すべきものの重み付けを行う。 特に「市民の森」、「緑地保全の森」等の保全に配慮する。
	(10) 比較評価	上記の視点から候補エリアの評価を行い、比較して最も合理的と考えられる箇所を選定する。

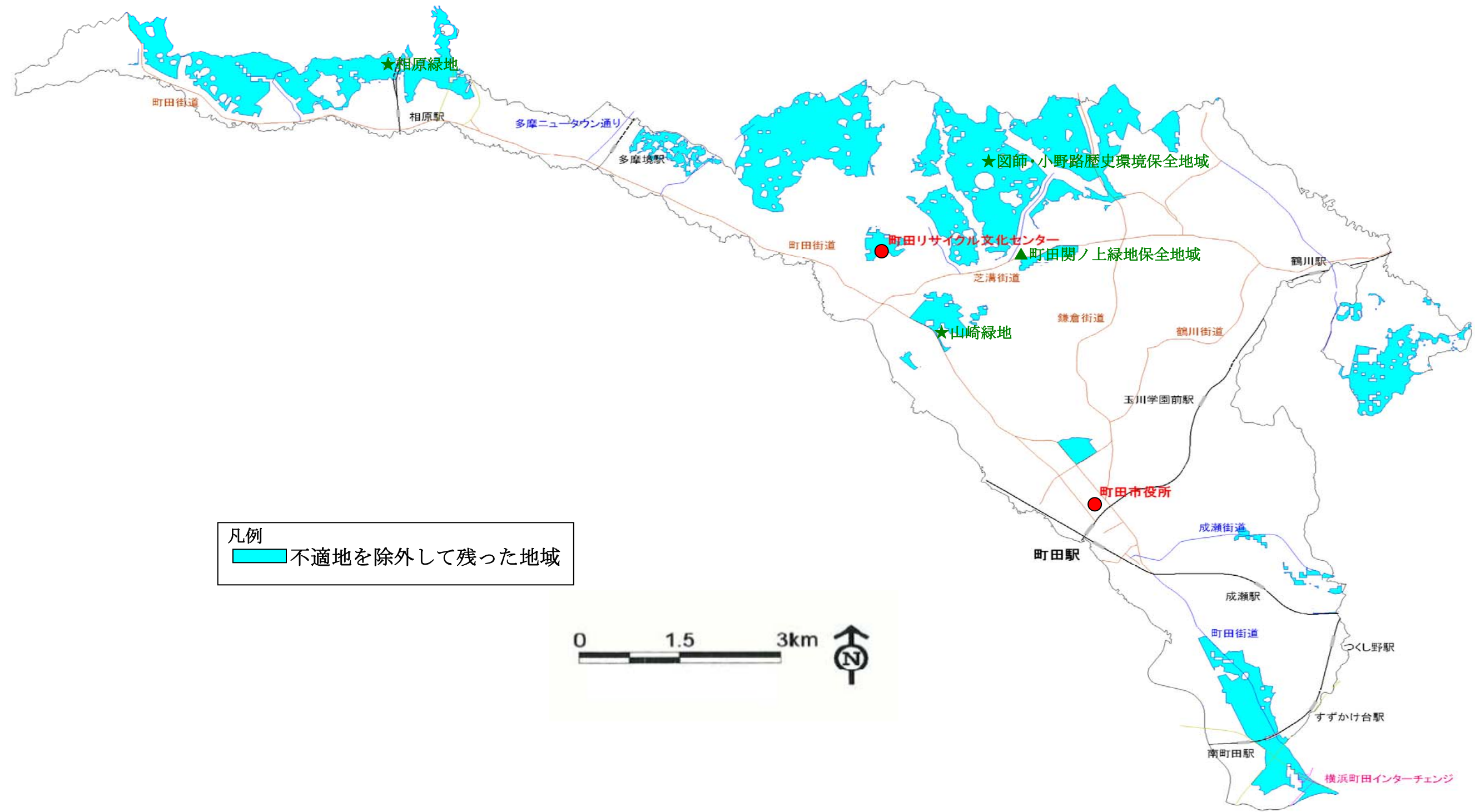
※1 ①熱回収施設、ごみメタン化施設、不燃・粗大処理施設の3施設と②資源ごみ処理施設について、一次、二次選定までは共通の検討項目で選定を行い、三次選定以降①と②は別々の検討項目で選定を行う。

※2 2011年10月7日より、「市民の森」と「緑地保全の森」は制度上統合された。

(3)一次選定

これまでの一次選定（案）より、以下のエリアを除外する。

- ・都市緑地法に基づく「特別緑地保全地区」
- ・東京における自然の保護と回復に関する条例に基づく保全地域のうち、町田市内にある「歴史環境保全地域」、「緑地保全地域」



(4) 二次選定(案)

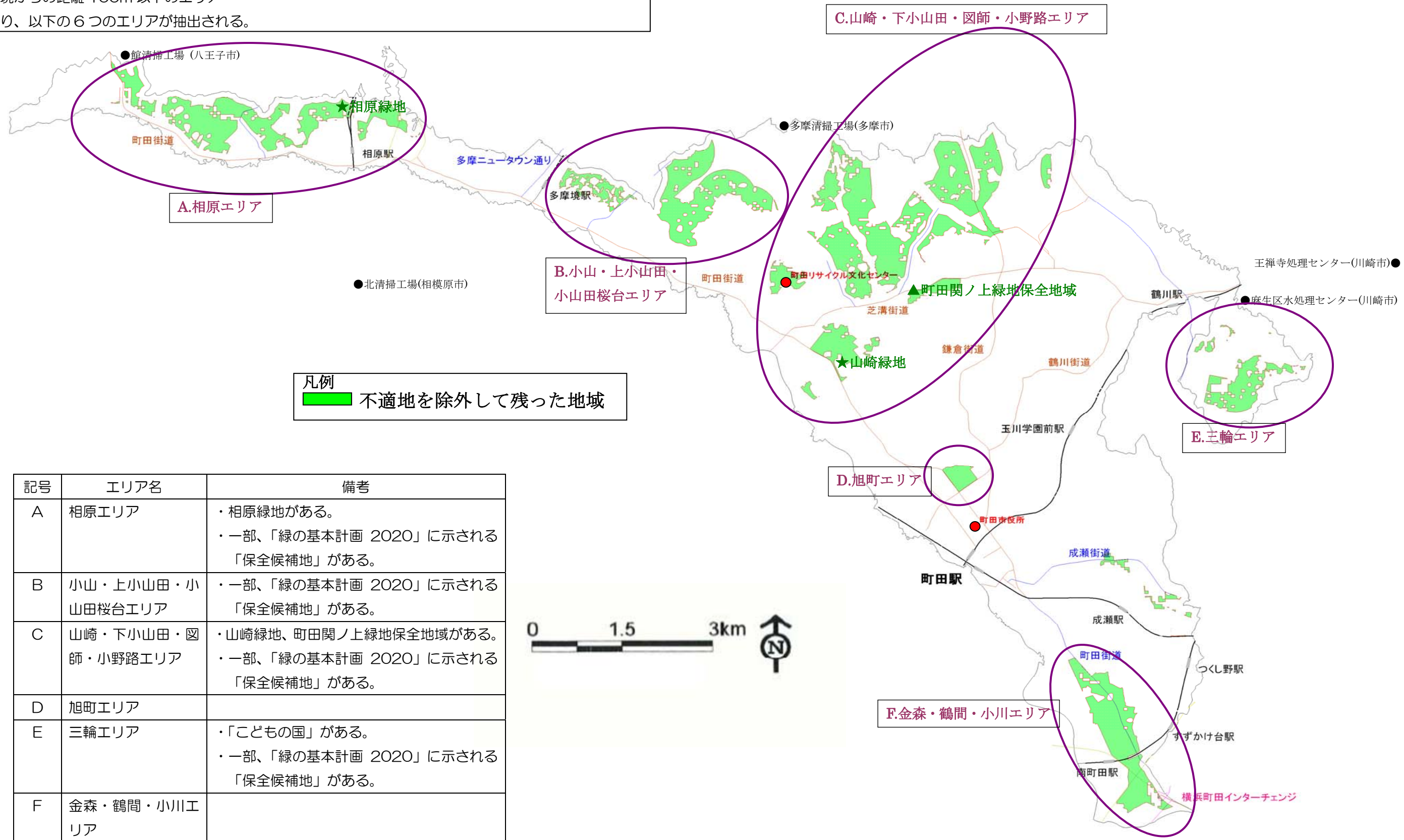
一次選定結果から以下のエリアを除外した。(※(7)の市有地の有無と所在については未反映)

(5) 2車線以上の道路(幅員5.5m以上の道路)からの距離が500m以上のエリア

(6) 平均勾配が20%以上のエリア

(8) 市境からの距離100m以下のエリア

これにより、以下の6つのエリアが抽出される。



凡例
 不適地を除外して残った地域

記号	エリア名	備考
A	相原エリア	・相原緑地がある。 ・一部、「緑の基本計画 2020」に示される「保全候補地」がある。
B	小山・上小山田・小山田桜台エリア	・一部、「緑の基本計画 2020」に示される「保全候補地」がある。
C	山崎・下小山田・囃師・小野路エリア	・山崎緑地、町田関ノ上緑地保全地域がある。 ・一部、「緑の基本計画 2020」に示される「保全候補地」がある。
D	旭町エリア	
E	三輪エリア	・「こどもの国」がある。 ・一部、「緑の基本計画 2020」に示される「保全候補地」がある。
F	金森・鶴間・小川エリア	

●北部浄化センター(大和市)

(5) 三次選定の評価項目(案)

■三次選定の評価項目及び重み付け(案)

評価項目	評価する理由	これまでの議論や意見募集結果の反映	評価の手法	①熱回収施設、ごみメタン化施設、不燃・粗大ごみ処理施設		②資源ごみ処理施設		
				評価項目の該当の有無	重み付け(配点)	評価項目の該当の有無	重み付け(配点)	
1)機能／維持管理	①敷地の形状、地盤状況等	敷地の形状や土地の起伏が施設の有効な配置に影響を及ぼす場合があるため。また、著しく軟弱な地盤の場合、施設の耐震性に影響を及ぼすため。	施設の概略的な配置を行い、敷地の形状と起伏とのおさまりに問題がないか確認する。地盤については、候補地周辺の地盤柱状図等を確認する。	○		○		
	②建築物に対する規制等	建築物や工作物の高さ規制等がある場合、許認可に要する時間が事業スケジュールに影響を及ぼすため。	町田市の開発許可当局に問い合わせ、規制等の具体的な内容を確認する。	○		○		
	③収集運搬の効率	東西に長い町田市域において、立地が偏った場合収集運搬の効率が低下し、また交通混雑や環境への影響が懸念されるため。	意見募集結果より、既に渋滞が起きている地域に施設を建設すると、渋滞がさらに悪化したり収集業務に遅れが出たりすることを懸念する意見があった。	町田市をいくつかのブロックに区分し、その人口からごみ量を比例算出する。一方、各ブロックから各候補地までの(直線)距離を計測し、その総トリップを算出する。	○		○	
2)環境	①緑地等の保全	町田市における貴重な緑地環境を保全し、また市民の意向を反映するため。	意見募集結果より、「水と緑の拠点」や東京都条例の「里山保全地域」に指定申請している地域は候補地から外すべきという意見が特に多かった。またすばらしい自然が残っている地域には配慮が必要であるという意見も出された。	建設候補地及び周辺における緑地の有無や特性を把握し、想定される保全策等を事例調査などにより把握する。	○		○	
	②希少動植物	事業にあたり、希少な動植物の生息・生育環境への保全や配慮が必要となるため。	建設候補地及び周辺における希少動植物の有無や種を特定し、想定される保全策等を事例調査などにより把握する。	○		○		
	③周辺道路の整備状況	周辺道路の整備状況は、歩行者の安全確保、渋滞緩和などの対策の必要性に影響するため。	建設候補地及び周辺における道路の整備状況を把握し、問題の発生について予測検討を行う。	○		○		
3)土地利用	①教育・福祉施設等への配慮	建設候補地やその近隣に学校、保育園、その他教育や福祉に供する施設が立地している場合、その環境を保全する配慮が必要と考えられるため。	意見募集結果より、文教エリアを候補地から外すべきである、また教育施設に清掃工場が隣接することになるため、子供の健康被害を憂慮する、という意見があった。	建設候補地及び周辺における教育施設、福祉施設の有無や具体的な内容を把握し、想定される保全策等を事例調査などにより把握する。	○		○	
4)経済性	①用地取得費	必要な機能を確保する条件内において、費用を縮減することが望まれるため(基本的には市の所有地を活用する)。	各エリアにおける概略的な用地費を相対評価する。 (※具体的な数値、金額は公表しない。)	○		○		
	②初期整備費	必要な機能を確保する条件内において、費用を縮減することが望まれるため。	各エリアにおける概略的配置計画に基づき、敷地造成、取り付け道路に関する概算初期整備費を算出する。	○		○		
	③ライフライン整備費	比較的規模の大きい電力や水を調達するライフラインの整備費を考慮するため。	各エリアにおける概略的配置計画に基づき、電力網施設や下水道施設接続の概算整備費を算出する。	○				
5)余熱等利用	①熱利用施設等の有無	建設候補地近隣に比較的規模の大きい熱利用を行う施設が立地している場合、そこへ熱供給を行うことが有利と考えられるため。	建設候補地及び周辺における当該施設の有無や数を把握する。	○				
合計					100		100	